

障害年金

内 容	傷病により、心身に一定以上の障害（※）のある方に対する生活保障として、障害の程度や保険料の納付状況など一定の要件を満たすと障害年金が支給されます。
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診日の時点で国民年金に加入していた方（第1号被保険者または、第3号被保険者）、初診日が20歳以前の方 ・ 国民年金の加入が終了し、60歳以上65歳未満で国内に在住している方（老齢基礎年金の繰上請求をした方を除く）
障害厚生年金	初診日の時点で厚生年金に加入していた方
※「一定の障害」障害の程度が国民年金法施行令で定める1級又は2級に該当する障害	
備 考	詳細は【障害年金ガイド】をご覧ください。
窓 口	<p>【障害基礎年金】 須坂市役所医療保険課（TEL026-248-9034） 長野北年金事務所（TEL026-244-4100） 長野南年金事務所（TEL026-227-1284）</p> <p>【障害厚生年金】 長野北年金事務所（TEL026-244-4100） 長野南年金事務所（TEL026-227-1284）</p>

特別障害給付金（平成17年4月1日施行）

内 容	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者に、給付金が支給されます。
<p>支給要件</p> <p>次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利がない方に支給されます。</p> <p>(1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金保険法の任意加入被保険者でなかった方であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあること。</p> <p>(2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった方であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあること。</p> <p>※65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った方に限ります。（65歳前に請求することが必要です。）</p> <p>支給制限</p> <p>受給している本人の所得により支給が制限されます。 他の公的年金を受取る場合には、その受給額相当額は支給されません。</p>	
窓 口	【特別障害者給付金】 須坂市役所医療保険課（TEL026-248-9034） 長野北年金事務所（TEL026-244-4100） 長野南年金事務所（TEL026-227-1284）

手帳

医療

年金
共済

手当

税金

自動車

交通

介護
介助用具
用品

日常生活

心身障害者扶養共済

手帳	内 容	心身障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり著しい障がいをする状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。1人の心身障がい者につき2口まで加入できます。
医療	加入対象者	心身障がい者（身体障がい者1～3級、知的障がい者及び精神障がい者等）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。 (1) 県内に住所があること。 (2) 年齢（毎年4月1日における）が65歳未満であること。 (3) 特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
年金共済	掛 金	加入時の年齢により段階があります。掛金が減免や免除になる場合があります。 1口あたり（月額）9,300円～23,300円
手当	年金等の給付	加入者が死亡し、又は著しい障がいをする状態となったとき 加入者が扶養していた心身障害者に、月額1口20,000円の年金を支給します。
税金		加入期間が1年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき 加入者に対して、加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。
自動車		5年以上加入した後、この制度を脱退したとき 加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
	申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 加入申込書 <input type="checkbox"/> 申込者告知書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 障がいの程度を証明する書類など
	窓 口	須坂市役所 福祉課（Tel.026-248-9003）

心身障害者扶養共済掛金補助金

交通	内 容	長野県心身障害者扶養共済制度の加入者に、掛金の負担軽減を図るため、掛金の補助をします。	
介護介助		対 象 者	補 助 率
用具用品		市民税非課税世帯	共済掛金の10分の5
		市民税均等割のみの世帯	共済掛金の10分の2
		2人以上給付世帯	共済掛金の10分の2
		その他の世帯	共済掛金の10分の1
日常生活	窓 口	須坂市役所 福祉課（Tel.026-248-9003）	